

公務労協2019春季生活闘争方針

I 情勢の特徴

1. はじめに

自らの権力維持と支持基盤への誘導のため二度にわたる消費増税延期と使途変更を措置してきた安倍政権は、2018年10月15日に臨時閣議を行い、2019年10月からの消費税10%への引上げを決断した。

しかし、失われたわが国政治に対する最後の期待としての「超高齢化社会における社会保障制度の安定と財政再建の両立」に向けた一縷の望みとなるものでは断じてなく、すでに「遅すぎた判断」に他ならないものである。さらに、世界経済の先行きに不透明感が増すもと、「最終判断は経済状況」という含みが持たされていることから、消費増税実現について、なお疑心暗鬼が払拭されていない。また、増税による景気減速を抑えることを狙いとしたプレミアム商品券やキャッシュレス決済のポイント還元等の対策は、むしろ財政に更なる悪影響を与えかねず、結果的に消費税10%への増税は、軽減税率の導入を含め、少なくとも社会保障に関する給付と負担の世代間の公平性の確保や財政健全化に資するものとはならない。一方、思想信条的な立場から常に安倍政権を否定的に評価してきた一部の世論は、消費増税判断に対し、与野党を問わない政治全体の責任を一方的に与党に転嫁するかの如く総理の増税に関する説明責任を求め、新自由主義的観点からの「歳出削減・無駄の排除」を指摘するとともに、統一地方自治体選挙や参議院議員選挙そして憲法改正への悪影響を回避するための早期判断と批判した。また、野党は「消費低迷のもとでの経済への悪影響」等を理由とした増税方針の撤回を求めているが、これらの主張は、安倍政権の消費増税判断を機会として、改めて、現代の政治システムの欠点である選挙対策のための現世代の利益優先と将来世代に及ぼすリスク放置という政治全体の無責任さを露呈することとなったものといえる。

公務労協は、このような国の基本である政治と経済、民主主義そして基盤となる財政をめぐる危機的状況を克服するとともに、何より国民生活を支える質の高い公共サービスを実現するため、公務・公共に従事する労働組合としての社会的責任を果たすことを中心的な課題とした春季生活闘争を展開する。

2. 第197臨時国会以降の社会・経済、政治情勢

2018年11月6日に行われた米国議会中間選挙において、民主党が8年ぶりに下院の過半数を奪回し、上院と下院で多数派が異なるネジレ議会となった。好調な経済と雇用は自らが進めてきた政策の成果と喧伝するとともに、強引な政治手法と思想信条を優先した政権運営という点において日米で相似した為政者に対して、わが国の一昨年総選挙と今回の米国議会中間選挙では、政権の審判という観点からは正反対の結果となった。このような日米における民意の相違について冷静で客観的な検証が求められるが、政党とマスメディアにおける極端な主張の衝突という共通する状況において、少なくとも米国民意は、トランプ大統領の独善的な政権運営に対し歯止めを求める民心が示されたとともに、社会の分断に対する否定的な立場を明らかにしたものといえる。一方、米国議会中間選挙結果を踏まえ、より保護主義的な姿勢を強めることが懸念されるトランプ大統領の政権運営について、外交、安全保障はもとより米国第一主義のもとでの強硬な通商政策の激化が及ぼす世界経済の低迷とともに、自動車関税問題、日米物品貿易協定・為替条項など、対日貿易圧力が強められることによる、わが国経済・社会そして財政に及ぼす影響への警戒と注視をはからなければならない。

第197臨時国会においては、「外国人労働の拡大をはかる出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」について、人手不足と安価な労働需給という経済的観点に対し、社会保障をはじめとする国民の権利と治安等への影響に疑問が呈された一方で、移民政策の是非という思想信条的論争が社会的に繰り広げられた。そして、衆参両院の委員会における法案審議は、過去の重要法案と比較して異例に短い38時間となり、政府・与党の強引な国会運営により成立した。これに対する世論の評価は、安倍政権に対立的な立場のマスメディアにおいても人口減少社会における外国人労働者拡大の現実と必要性を認める一方、親和的なマスメディアからは思想信条的観点からの批判が行われた。

ところで、移民に対する保護主義的観点から欧州連合（EU）離脱を決定した英国においては、働き手である移民の流入が大幅に規制される見通しから、労働現場の人手不足に対する懸念が広がっている。非熟練労働者の労働市場の需給の引き締めは、高まる賃金上昇率と失業率の低下によるインフレ圧力と利上げの遠因となるとともに、とくに介護、清掃、農業等の東欧の労働力に依存してきた産業界において混乱が続いている。

わが国における外国人労働者の受け入れ拡大問題は、国籍を問わない人権の確保と国内産業の保護をはかる政策議論を継続するとともに、1989年の東西冷戦構造の終焉と社会経済体制のグローバル化以降、政権交代をめぐり政党間での新自由主義的な大衆的迎合政策の競争に終始してきたことで、議論が放置されてきたわが国の基本的あ

り方について、人口減少社会において夢に近い成長という経済的観点ではなく、欧州連合離脱問題における英国の状況を参考として、保護主義か自由主義か、あるいは偏狭なナショナリズムか現実的なグローバリズムか等の基本的な国の存立に関する規範的な議論の契機としなければならない。

なお、臨時国会に、政府が提出した「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」については、会期48日間という厳しい日程において、国会運営全体の焦点となった「外国人労働の拡大をはかる出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」に関する与野党対立の影響を受ける厳しい環境のもと、①国および地方自治体における障害者雇用問題、②野党間の協力・連携、③大臣所信質疑・閣法審議順等の内閣委員会の運営等の課題があったものの、2018年11月28日に可決・成立した。

3. 2019年度政府予算案と公務・公共サービスを取り巻く情勢

政府は、全面改定としては3年ぶりとなる「新経済・財政再生計画」に基づく改革工程表を第17回経済財政諮問会議（2018年12月20日）において決定した。新たな工程表は、①「経済財政運営と改革の基本方針2018」に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応等、②「経済・財政再生計画」（2015年）のうち、継続して取り組むべき歳出改革（主に社会保障分野44項目）、③行動変容に働きかける取組の加速・拡大（予算の重点配分を推進）により構成され、社会保障、社会資本整備、地方行財政改革、文教・科学技術の各分野について延べ230項目超が列挙されているが、財政健全化の達成には不十分との評価がなされている一方、国民生活の基盤を支える公共サービスに及ぼす負の影響を考慮せず、経済成長万能主義のもと、そのための公的負担の最小化をめざす新自由主義的歳出削減路線が継承されている。なお、「経済・財政再生計画」において指摘されていた「公務員人件費の総額増加の抑制」については、新たな工程表において項目自体が削除されているが、給与及び定員に関する政府の独断的裁量による取扱いという観点が強化されたものとして警戒する必要がある。

政府は、2018年12月21日、はじめて100兆円台を超える一方で「経済再生と財政健全化を両立できる予算」と自ら自賛する一般会計総額101兆4,564億円となる2019年度当初予算案を閣議決定した。予算案は歳出について、①社会保障関係費における高齢化に伴う自然増分等の増額1兆25億円（対前年度）を含めた約34兆円（歳出全体の約34%）を計上、②地方交付税は幼児教育の無償化に係る地方負担分を措置したことにより7年ぶりの増額となり、③公共事業費は、戦後から高度成長期に建設された施設の更新期を迎えるとともに、相次ぐ大規模自然災害への備えという側面から対前年度16%増の6兆9,099億円となった一方、消費増税に対する景気対策の名を借りたバラ

マキと批判された。また、100兆円超の最大の要因と指摘される昨年総選挙で安倍総理が掲げた消費増税分の使途変更（消費税率2%分の税収増5.7兆円のうち1.7兆円を充当）と消費増税対策（政府試算は経済への影響を2兆円程度に対し、税・予算で総額2.3兆円規模）が計上されている。一方歳入は、すでに世界経済全体の減速の兆しが明らかになっているもと、一般的・専門的予測を超える名目2.4%・実質1.3%の高めの経済成長率を前提に、バブル期を上回る過去最高の62兆4,950億円の税収を計上した。さらに、財政健全化について、見せかけの姿勢を示すための苦肉の算段にほかならない「臨時・特例の措置」として、預金保険機構の利益剰余金の国庫繰り入れ（約8,000億円）やN T T株の売却益（1,500億円）という場当たりの措置を施した結果、新規国債発行額を32兆6,598億円と9年連続で減額した。このように政府が強調した「経済再生と財政健全化の両立予算」は、有名無実の虚飾に過ぎないことは明らかであるが、これまで安倍政権への賛否を前提として諸課題の論調を違えてきたマスメディアも総じて批判的な見解を明らかにしているところ、野党には、これまでのような予算と財政よりも選挙向けの対立と政権批判を大衆的に誇示する場としてのスキャンダル追及に明け暮れる予算委員会ではなく、予算と財政に限定した徹底審議が求められる。

2017年度の地方公共団体普通会計決算の概要においては、歳入・歳出総額が対前年度で減少（歳入出とも△0.1兆円）となり、市町村において3団体の実質収支が赤字となった。具体的には歳入について、都道府県では地方税は増加したものの地方交付税・義務教育費負担金が減少したことで△0.7兆円、市町村では地方交付税の減少に対し地方税・地方債と各種交付金そして国庫支出金の増加により1.4兆円の増額となっている。歳出については、人件費が都道府県では県費負担教職員の給与負担等の政令指定都市への移譲等で減少（1兆1,236億円、△8.2%）しているのに対し、市町村では増加（1兆1,237億円、12.9%）となっている。また、都道府県では災害復旧事業費が大幅に増加（40.8%）しているが、市町村では引き続き扶助費の増加（2.0%）が継続している。これらの決算概要は、地方自治体の財政運営が安倍政権の経済財政政策と極度に一体化している状況を明らかにしているものといえるが、その趨勢と影響が今後の地方財政の死活をも左右することに留意するとともに、2019年度地方財政の一般財源総額が増額されることに対しては、財政運営の自由度が増すという虚実に惑わされることなく、超少子高齢化社会における地方自治体の役割に基づく税財政基盤の確立という観点からの対応をはかる必要がある。

4. 連合「2019春季生活闘争方針」

連合は、2019春季生活闘争を「総合生活改善闘争」の位置づけのもと、国民生活の

維持・向上をはかるため、労働組合が社会・経済の構造的な問題解決をはかる「けん引役」を果たす闘争として、「経済の自律的成長」「社会の持続性」を実現するため、継続した所得の向上を実現するとともに、将来不安を払拭し、消費の拡大をはかっていくことが不可欠であることを指摘している。また、基本的な考え方において、①「底上げ・底支え」「格差是正」の取り組みの継続と賃金の絶対値の重視、②「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」の継続と定着、③「すべての労働者の立場にたった働き方」実現への取り組み等を提起している。

Ⅱ 基本的な立場と取組の考え方等について

労働力人口の減少に伴い、ほぼ完全雇用に近い雇用情勢のもと、賃上げの伸びが低迷している状況において、2018年10月初旬には日経平均株価が25,000円台近くまで上昇したものの第二次安倍政権発足以降はじめて昨年末比マイナスとなるなど、すでに安倍政権の経済政策の限界が明らかになっている。そして、米国議会中間選挙後のトランプ米大統領による強硬な通商政策が及ぼす世界経済低迷への懸念という厳しい情勢のもと、ナショナルセンターとしての真価が問われる連合の春季生活闘争に結集するとともに、自民党総裁連続三選を果たした安倍総理のもと行われる統一自治体選挙及び参議院議員選挙が、「超高齢化社会における社会保障制度の安定と財政再建の両立」というわが国の将来を決する最後の機会であるという認識のもと、2019年の春季生活闘争の推進にあたっての基本的な立場を以下のとおり設定する。

- 連合傘下の構成組織の集合体として、連合方針に基づく諸活動の推進をはかる。
とくに、連合が提起する「底上げ・底支え」「格差是正」と「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現に向け、民間構成組織への連帯と支援に全力をあげる。
- 連合方針の実現に向け、協約締結権を有する組合・構成組織の相互の連携を重視し、公務労協全体として重点化した取組を構築する。
- 非現業公務員における勧告制度のもとでの給与・勤務条件決定システムを前提とした対政府・人事院交渉を配置する。
- 国および地方自治体における障害者雇用問題について、公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任を果たす立場から、関係閣僚会議において決定された再発防止および速やかな法定雇用率の達成等の取組に対して、関係構成組織とともに全面的な協力と努力をはかる。
- 引き続き、大規模災害からの復旧・復興・再生に向けて、公務・公共に従事す

る労働組合としての社会的責任を果たすための対応を継続・強化する。

- 「団塊の世代」がすべて75歳以上になるとされる2025年問題を間近に控えながら、選挙のための政治利用に埋没しかねない公共サービスの再構築を通じて、国民が安心して暮らすことのできる社会を創造する「2019年良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開する。

また、2019年に行われる統一自治体選挙及び参議院議員選挙に向けて、公務員人件費をはじめとした無原則・無秩序な歳出削減を目的化した財政健全化への政治全体の暴走を警戒するとともに、政府が「2020年度に、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策の取りまとめ」（新経済・財政再生計画）を提起していることを踏まえ、2019春季生活闘争の取組の基本的考え方等について、

第一に、すべての公共サービス労働者の生活の維持・改善と格差是正をはかること

第二に、良質な公共サービスの実現に向けて、その重要性と普遍性を社会的に喚起し、それを支える適正な賃金・労働条件と人員の確保をはかること

第三に、これらの取組を通じて組織の強化・拡大をはかることを柱に、組織の総力をあげた取組を展開する。

Ⅲ 重点課題

1. 2019年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体化

安倍政権が進める社会・経済・財政政策は、経済成長が少子化と人口減少をはじめとする全ての問題を解決するという幻想のもと、「公共サービスの産業化等による民間シェア向上と課税ベース拡大等を通じた新たな税収増」（経済財政運営と改革の基本方針2018）による財政健全化を提起している。しかし、法人利益を優先した「公的サービスの産業化」は、低廉で質の悪い公共サービスへの悪化による国民生活の劣化を招き、これを防ぐための国民個々の負担が増大するという悪循環に陥るものである。

一方、与野党から提起されている財源を先送りした無責任な現金給付の拡大は、公共サービスの基本である現物サービスの後退圧力として作用することを認識し、これらの圧力に対し毅然とした対立・対抗をはかるため、公共サービス基本法の意義と目的等を重視した活動を強化しなければならない。

具体的には、引き続き、①2009年通常国会において成立した公共サービス基本法の理念の対峙と国及び地方自治体における措置の具体化の追求、②公共サービスの再構築に不可欠な公務における自律的労使関係制度の確立、③国民の生命及び財産を守るとともに、日常生活及び社会生活を円滑に営むために不可欠な公共サービスの重要性

に関する社会的な理解の再構築を柱に置くこととする。

とくに、震災から7年以上が経過し、政府が定めた2020年度末までの復興期間が残すところ2年となるもと、基本方針の見直しが提起されている東日本大震災からの復興・再生と、熊本地震、九州北部豪雨、大阪府北部地震、西日本豪雨（平成30年7月豪雨）、台風21号暴風雨、北海道胆振東部地震など、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等の甚大な自然災害に対して、危険周知と早期避難、救助・救援、生活インフラの確保、被災状況の把握、生活基盤の復旧・復興等の公共サービスが果たすべき災害対策の強化について、引き続き、従事する労働組合としての社会的責任と役割を具体化するため、公共サービス基本法に基づく施策の充実に関する職場からの発信による対政府交渉等を通じた社会的な理解の再構築をはかることとする。

また、2010年春季生活闘争より取組を開始した公共サービス基本条例の制定については、連合の公契約基本法及び公契約条例制定との活動の連携と結集を引き続き重視することとする。

2019年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体的な取組は、以下のとおりとする。

- ① 活動のスタートとして、「2019年公共サービスキャンペーン開始中央集会」を2月22日に開催する。
- ② 公務労協は、国民生活の安心と安全を支える基盤である公共サービスが、政治的に軽視されている現状を踏まえ、理念と政策が一致する政党との公共サービスの再構築に向けた協議の場を設置する。また、公共サービス基本法の理念と措置の国及び地方自治体における具体化について、連合との連携のもと、通常国会における国会対策をはかる。
- ③ 地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会は、地方連合会との連携のもと、「公共サービス基本法の理念と措置の具体化」や「公契約条例、公共サービス基本条例の制定」等を課題として、主体的に創意・工夫ある活動を展開する（活動の宣伝物として、「①中央集会」「②国会質疑」「⑤職場からの意見・要望等を集約・要求化した対政府交渉等」等を記事としたチラシを作成）。
- ④ 各構成組織は、公共サービス基本法第11条において、「従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備」に関し、国及び地方自治体に対して努力義務が課されていることに基づき、組織内外の関係労働者の勤務条件や労働環境の具体的な改善について、2019年春季生活闘争における労使交渉の重点課題として取り組む。
- ⑤ 公共サービス基本法の基本的施策の実施状況等について、公務労協及び関係構成組織が、大規模災害被災関係地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会との連携のもと、昨年につき直接職場からの意見・要望等の集約を行い、これを要求化し

て対政府交渉等を実施する。その際、政府が進める「東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しについて、職場からの意見・要望等の反映に重点を置くこととする。

2. 2019年通常国会等の国会対策と政策制度要求の実現に向けた取組

国民生活の安心と安全を支える基盤である公共サービスが、①法人利益を優先した「公的サービスの産業化」により、低廉で質の悪い公共サービスへの劣化を招き、②統一自治体選挙及び参議院議員選挙を控え、公共サービスの基本である現物サービスの後退圧力として作用する無責任な現金給付の拡大が、与野党を問わず想起される情勢を踏まえ、理念と政策が一致する政党との公共サービスの再構築に向けた協議の場を設置する。これらの政党を通じて、公共サービス基本法の「国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する」という目的に基づく国及び地方自治体の責務の履行や基本的施策の実施状況等について、連合との連携のもと国会対策をはかる。(再掲)

また、第198通常国会の政府提出予定法律案に、公務員の定年引上げに関する「国家公務員法等の一部を改正する法律案」等の登録が見送られたことを踏まえ、政府内で検討されてきた2021年度からの段階的实施に向けた法律措置の実質的な期限となる2019年秋の臨時国会における対応を最終として、「着実かつ確実な早期実施」を基本に、政治情勢等を見極めた機動的な国会対策をはかることとする。

すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」との運動の両輪として、①企業間における公正・適正な取引関係の確立、②税による所得再分配機能の強化、③あらゆるハラスメント対策の法制化と差別禁止、④医療・介護・保育サービスの人材確保、⑤子ども・子育て支援の充実と待機児童の解消等の財源確保、⑥教育の機会均等実現に向けた教育の無償化・奨学金の拡充等、連合が提起している政策・制度課題について、諸行動への積極的な参加等の取組を進める。

3. 公務員制度改革と労働基本権確立の取組

①政府の姿勢と対応を質す機会が基準適用委員会において早急に必要である、②報告の当否を含めた結社の自由侵害の実情のILOによる調査を実施すべきである、等の連合意見を添えて、2018年9月、ILO条約勧告適用専門家委員会に送付された、「2018年ILO総会基準適用委員会議長集約における要請に対する日本政府報告」を踏まえ、第108回ILO総会に向けた対応を準備する。また、2020年に予定される次回のILO第87号条約及び第98号条約に関する日本政府定期報告の機会までを期限とした決着に向けて、最終的には政治問題となる課題の性格を踏まえた最善の機会を探

るとともに、公務員の労働基本権に関する社会的・国民的理解の醸成を最重要視し、経済界やマスメディア等との対話の促進等による社会的環境整備を連合とともに推進する。

IV 賃金・労働条件に関する課題と統一要求基準

1. 賃金等の取組

(1) 「政治」の公務員給与等への介入排除と公務員給与の社会的合意の再構築

無原則・無秩序に歳出削減を目的化した財政健全化へと、政治全体が暴走することを常に警戒するとともに、「政治」の公務員給与等に対する介入を排除しながら、労使合意に基づく賃金・労働条件の決定を追求する。また、公務員給与に対する社会的合意の再構築に向けて、連合と連携するとともに、使用者責任を追及しながら取り組む。

(2) 公務・公共部門労働者の賃金水準の引上げ等

2019春季生活闘争の賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、定昇・賃金カーブ維持相当分の確保を前提に賃金の引上げを求める積極的な要求を設定することとする。具体的には、「公務・公共部門労働者の賃金を引き上げること」を基本に、関係当局にその実現を求める。なお、実質賃金の動向等を踏まえた全世代への配慮とともに、人口減少社会に対応した配分を求める。

2. 非常勤職員等の待遇改善と雇用確保の取組

- (1) 各構成組織は、本年も必ず関係当局に対して非常勤職員等に関わる要求（(ア)非常勤職員の悉皆調査の実施、(イ)「底上げ・底支え」「格差是正」と常勤職員との均等待遇を実現するため、「時給1,050円を確保」（1,050円超の場合は、常勤職員との均等待遇の観点から改善を求める、(ウ)雇用の安定的確保、(エ)諸休暇の円滑な取得保障と一層の改善など）を提出し、交渉を実施する。あわせて、少なくとも同一労働同一賃金の法整備を踏まえ、職場における雇用形態間の不合理な労働条件の点検・改善に取り組む。また、公務・公共部門の役割を認識し、連合や地方連合会などが提起する非正規労働者の待遇改善を求める取組などを全力で進める。
- (2) 政府に対して、非常勤職員の雇用・身分等の差別的取扱いを解消するため、国家公務員の非常勤職員制度を法律上明確に位置付けるとともに、勤務条件等については地方公務員の非常勤職員を含めて、均等待遇の原則に基づいて関係法令、規則等を適用することを求めて取り組む。

3. 雇用と年金の確実な接続に向けた取組

公務員の段階的定年引上げの実現について、引き続き、行政そして公務員に対する厳しい社会的評価が顕在化していることに留意するとともに、2017年以降の政府・人事院そして自民党において具体化に向けた検討等が進められてきたこの機会を逸することなく、2019年秋の臨時国会を期限として、実現を最優先とした対政府・国会対策等を強化する。

4. 労働時間等の取組

- (1) 労働時間の短縮、休暇・休業制度等の改善・拡充をディーセント・ワーク及びワーク・ライフ・バランスの確保に向けた課題として位置付け、年間総労働時間1,800時間、本格的な短時間勤務制度の実現などを求め、取組を進める。
- (2) 労働時間規制の実効性を高める超過勤務の縮減を、具体化する取組として強化する。具体的には、「連合の改正労働基準法に関する取り組み」に結集するとともに、公務員の職種間及び現業・非現業間における法制度の適用関係の相違を踏まえつつも、超勤縮減の着実な実施と超過勤務手当の全額支給をはかる。

5. 男女平等実現に向けた取組

- (1) 次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法及び「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」等に基づく行動計画や取組計画等の着実な実施を求める。
- (2) 男女がともに働きやすい職場づくり、女性の採用・登用・職域拡大、メンター制度の実効性確保に向けた取組を進める。

6. 公共サービス基本法に基づく適正な労働条件確保等の取組

各構成組織は、同一労働同一賃金原則に基づく非常勤職員等の待遇改善をはかるため、公共サービス基本法第11条に基づく「従事する者の適正な労働条件その他の労働環境の整備」に関する要求を関係当局に提出する。

7. 統一要求基準（案）について

以上の考え方を踏まえ、賃金・労働条件に関わる公務労協としての2019春季生活闘争の統一要求基準（案）を以下のとおりとする。

<2019春季生活闘争の賃金・労働条件等に関する統一要求基準(案)>

(1) 賃金水準の引上げ等について

- ① 2019年度の公務・公共部門労働者の賃金を引き上げること。
- ② 公務員給与のあり方に対する社会的合意を得るよう、使用者責任を果たすこと。

(2) 非常勤職員の雇用確保と待遇の改善について

- ① 非常勤職員の雇用・身分等の差別的取扱いを解消するため、国家公務員の非常勤職員制度を法律上明確に位置づけることとし、勤務条件等については地方公務員の非常勤職員を含めて、均等待遇の原則に基づいて関係法令、規則等を適用すること。
- ② 非常勤職員の待遇を抜本的に改善すること。2019年度については、「時給1,050円の確保」を実現すること。

(3) 雇用と年金の接続について

- ① 公務員の段階的な定年引上げについて、着実かつ確実な早期実施をはかること。
- ② 定年引上げまでの間は、2013年の閣議決定等に基づき、フルタイムを中心とする職員の希望通りの再任用等を実現するとともに、高齢期の生活を支える給与と適切な労働条件を確保すること。

(4) 労働時間等について

- ① 公務・公共部門労働者のディーセント・ワーク及びワーク・ライフ・バランスを確立するため、(ア)年間実総労働時間1,800時間への短縮、(イ)本格的な短時間勤務制度の実現、などを図ること。
- ② 超過勤務命令の上限規制が法令により措置されたことを踏まえ、政府全体として超過勤務縮減のための体制を確立し、着実かつ具体的な超過勤務の縮減をはかること。

(5) 障害者雇用について

障害者雇用については、関係閣僚会議において決定された再発防止策及び速やかな法定雇用率の達成等の取組に向け、雇用される障害者に寄り添った職場環境の整備や職員に対する研修などを適切に実施すること。

(6) 男女平等の実現について

公務・公共部門における男女共同参画促進に向け、次世代育成支援対策推進法、

女性活躍推進法及び国家公務員の女性活躍等取組方針等に基づく行動計画、取組計画等を着実に実施すること。

(7) 公共サービスに従事する者の適正な労働条件の確保等について

公共サービス基本法第11条に基づき、従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備について、具体的な措置を講じること。

V 2019春季生活闘争の具体的進め方

1. 要求提出

- (1) 公務員連絡会 2月中下旬
- (2) 独立行政法人等関係組合 3月上旬までに提出
- (3) 公務員の使用者としての政府と公務労協との労使関係を確立するため、政府・官邸との交渉・協議を追求する。

2. 具体的な取組と行動日程

- (1) 1月30日に地方公務労協、地方連合会官公部門連絡会担当者への方針説明会を開催する。
- (2) 2月22日に、2019春季生活闘争及び2019良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの活動のスタートとして、「2019春季生活闘争・2019公共サービスキャンペーン開始中央集会」を開催する。
- (3) 公務員連絡会・独立行政法人等関係組合は、要求提出以降、各々に交渉・行動及び山場の設定をはかるとともに、取組の連携を強化する。
- (4) 日本郵政グループ労働組合（JP労組）の春季生活闘争について、情報交換等を通じた取組の連携をはかることとする。
- (5) 連合及び地方連合会が主催する諸集会・行動に積極的な参加をはかることとする。

VI 2019春季生活闘争の経費と分担金

分担金総額を7,238,000円とし、各構成組織の具体的な分担金額及び経費については別紙のとおりとする。